

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月27日	
条例の題名	三重県職員等の共済制度に関する条例		公 布 日	昭和24年12月26日
条 例 番 号	昭和24年三重県条例第48号		直 近 改 正 日	昭和41年7月5日
所管部局課	総務部福利厚生課		電 話 番 号	059-224-2115
条例の概要	地方公務員法に規定している職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、これを実現するための三重県職員等の相互共済及び福祉の増進を目的とする互助会を組織するために必要な事項を定めている。			条例の 類型 委任型
視点	項	目	回 答	検 討 内 容
必要性		条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員法第42条を実現するための条例であり妥当である。
		条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方公務員法第42条を実現するための条例であり認められる。
		条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	三重県職員互助会がその役割を担っている。
		規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方公務員法第42条を実現するため県の関与及び支援のもと互助会を組織するための条例であり規則・要項では目的を達成できない。
適法性		根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法第42条を実現するための条例であり、その法令に抵触していない。
		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	地方公務員法第42条を実現するための条例であり、その他法令に等に抵触している評価を受けるおそれはない。
		条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性		条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的と条例に規定する手段に相反はなく整合が図られている。
		条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
		条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	互助会への県の関与及び支援ができなくなり支障がある。
効率性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	互助会への県の関与及び支援ができなくなるため、廃止すべき規定はない。
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性		条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
		条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	該当なし	
		条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし	
その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無
		地方公務員法第42条を実現するために制定された条例であるため、廃止すればその目的を達成することができない。		無